

東日本大震災復興応援事業補助金について

東日本大震災により被災した県外企業の事業継続を応援するため、当該県外企業が県内において工場等を利用し事業を営む場合に、空き工場等の賃借料等に係る経費の一部を助成します。

対象業種・要件

次の業種、要件を満たす企業を対象とします。

- ① 製造業、情報通信関連型企業、研究開発型企業、流通関連業種（道路貨物運送業、倉庫業、卸売業等）企業
- ② 常用雇用者換算2人以上（パート社員、派遣社員等を含む。）
県内に住民票を有する場合に限りです。

補助対象経費

工場等において操業する場合、次に係る経費が補助対象となります。

- ① 空き工場等（工場、研究所、事業所、倉庫等の建物及び付属施設）賃借料
- ② 民有地等（個人、法人、市町村等）賃借料
- ③ 機械設備（車両及び運搬具等を除く。）賃借料
- ④ 県内移転に伴う諸経費（機械設備等の移送費、設置費、調整費及び移転に伴う臨時的費用）

補助率・限度額等

工場等において操業を開始した日から、最大2年間支援します。

- ① 補助対象経費の20%
- ② 年間限度額500万円。最大1,000万円

申込期間

申込（計画書提出）期間は、平成23年7月6日から平成25年3月末日となっています。

【お問い合わせ】

秋田県 産業労働部 産業集積課 立地支援班

電話 018-860-2252

FAX 018-860-3869